

## 第3回子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会

日 時：平成27年5月8日（金）

午後2時～午後4時50分

場 所：長野県庁議会棟 405号会議室

### 出席者

委 員 安部座長、伊藤委員、轟委員、峰委員

県関係 山本こども・若者担当部長、福田情報公開・法務課長、青木次世代サポート課長  
山口警務課長、山口生活安全企画課長、成澤少年課長 他

### 1 開 会

#### ○事務局

ただいまから第3回子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会を開会いたします。

私は県民文化部次世代サポート課の久保と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお本県では、5月から節電・省エネのため、軽装で執務をさせていただいております。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最初に、長野県県民文化部こども・若者担当部長、山本京子よりごあいさつを申し上げます。

### 2 あいさつ

#### ○山本こども・若者担当部長

皆様、こんにちは。こども・若者担当部長、山本京子でございます。

本日は安部座長さんを初めとして、委員の皆様方には大変お忙しい中、第3回子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

3月に開催いたしました第2回検討会では、子どもの性被害の現状に関して、平成25年、26年中に県警に相談があったものの、現行法では摘発ができず、他の都道府県の青少年保護育成条例では検挙ができたのではないかと考えられる17事例等につきまして、非公開でご協議をいただきました。委員の皆様からは規制規定の必要性について一定の理解をいただいたと考えております。

本日の検討会では、これまでさまざまな議論が行われ、難解な検討課題があります、いわゆる淫行禁止規定についてご議論いただくこととなります。条例のモデル作成の大きなポイントとなるため、委員の皆様には熱心な議論をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

#### ○事務局

それでは、以降の会議の進行は安部座長さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

### 3 会議事項

(1)「子どもを性被害から守るための条例」の目的、構成等について

#### ○安部座長

それでは会議を進行してまいります。前回の検討会におきましては、子どもの性被害の現状に関して、非公開で具体的な事例につきまして時間をかけて検討いたしました。そこでは性被害の現状を重く見て、何らかの条例整備の必要性が確認されたところであります。ここでは、あくまでも暫定的で

ありますが、子どもを性被害から守るための条例と称しておきますけれども、その条例につきまして、条例の構成でありますとか、目的でありますとか、そしてその中でこれまでも話題になっております、言ってみれば眼目とされるところのいわゆる淫行の扱いですが、これについて議論をするという必要性が出てまいりました。

前は残念ながら議論を、時間の関係で尽くすということができませんでしたので、本日、改めて、子どもを性被害から守るための条例の目的、構成等について、まずは事務局から再度、ご説明をお願いしたいと思います。

#### ○青木次世代サポート課長

次世代サポート課長の青木でございます。本日、資料1から資料3まで配付させていただいております。これらの資料は、2月に開催いたしました第1回の検討会で、資料2として配付させていただきました県庁内の検討チームの法的対応関係ワーキンググループの検討結果をもとに、改めてまた整理し直したものでございます。

それでは、資料1をご覧いただきたいと思います。「子どもを性被害から守るための条例」（仮称）の構成例と検討課題ということで、1番、条例の構成例でございますが、第1条目的、第2条定義以下、記載してございます。特に深夜外出の制限規定、淫行禁止規定ということで、規制する項目、2つ掲載してございます。

2月に開催した検討会では、ここにインターネット関連規制がございましたけれども、インターネット関連規定は、規制項目から外すということで、ここは削除させていただいております。

検討課題としまして右側に破線で囲ってございますけれども、検討課題1として、条例の目的と保護法益、以下、2番目として性被害の定義、3番目として子ども（青少年）の範囲、4番目、子ども（青少年）の免責、5番目として予防教育及び被害者支援に関する規定と記載させていただいております。

その検討課題でございますが、まず条例の目的といたしまして、第2回の検討会でのご意見も踏まえまして、第1条といたしまして、この四角で囲ってございますけれども、この条例は、子どもの性被害防止に関する県、〇〇等の責務及び子どもを性被害から守るために必要な規制等を定めるとともに、性被害に遭った子どもに対する支援のために必要な事項を定めることにより、子どもの性被害の防止及び性被害に遭った子どもの支援を図ることを目的とすると、以上、整理させていただきました。これはあくまでも第2回のご意見を踏まえた形です。当然、今後、いろいろご意見等を踏まえて修正していくことになろうかと思っております。

それから、その下でございますが、保護法益といたしまして、青少年健全育成条例を持つ他の都道府県では、条例、主に淫行処罰規定、保護法益を社会的法益、あるいは第一義的保護法益を社会的法益とし、次のように整理しております。

アとしまして、刑法で強制わいせつ罪、強姦罪と青少年健全育成条例の淫行処罰規定との関係につきましては、規制の趣旨・目的、保護法益の違いから刑法に反しないと整理されております。

またイとしまして、青少年に同意があっても淫行罪は成立と整理しております。

ウとしまして、保護法益を理由に非親告罪としております。

以下、2ページにまいりまして、保護法益の具体的内容をどのように考えるかについては、いわゆる淫行禁止規定を規定する必要性にかかわる問題でもありますことから、淫行禁止規定を置く必要性に関する議論を踏まえまして、条例の目的規定を含め、個々の規定を具体化していく中で整理していただいたらよろしいかと考えております。

保護法益につきまして、特に3ページに判例がございます。これは和歌山県の旧青少年保護育成条例でございますけれども、この条例の違反事件で大阪高裁の判例でございますけれども。

4行目ですが、刑法は直接的には主として個人の一種の人格的自由としての性的自由を保護法益とするのに対し、この条例につきましては、少年の情操を害するおそれのある行為から少年を保護し、少年の健全な保護育成を図ることを目的とするものであるから、刑法とこの健全育成条例は、その趣

旨ないし目的を異にするということで、3ページの下4行目ほどに、少年の保護育成を図ることを目的とする条例であることから、その処罰につき告訴を要件としないものとするにも十分首肯し得る理由があるということで、刑法と青少年保護育成条例は目的が異なるということで、親告罪、非親告罪と異なる理由が書かれているところでございます。

それから4ページにまいりまして「性被害」の定義でございますけれども、専門委員会報告書の定義は、ここに破線で囲ってございますが、県民にわかりやすく、かつ、被害防止のための教育や被害者支援などの規定を含めた条例上の規定との関連が読みとれるように定義を整理することが必要と考えております。

中段に性被害と想定されるもので、前回の説明を申し上げましたけれども、処罰規定、それから具体例等が記載してございます。

(3) 子ども(青少年)の範囲でございますけれども、多くの法律や他県の青少年保護育成条例におきましては、18歳未満としておりますけれども、本県においても、これと異なる特段の事情は見当たりません。また、他の年齢の選択肢も合理的な理由を見出しがたい状況でございます。

5ページにまいりまして、特に②のイでございますけれども、前回に伊藤委員からもご要望ありました関係でございますけれども、青少年の性行動全国調査、日本性教育協会が6年ごとに実施しておりますけれども、その関連資料をまとめまして、表1としまして性交経験率の推移、表2としまして、平成23年の調査ですが、初交経験年齢ということで表にまとめさせていただいております。

表1をご覧くださいますと、平成23年、6年前の平成17年と比較いたしまして、中学生男子・女子は、若干、性交経験率が増えておりますけれども、高校生男子・女子、それから大学生男子・女子をご覧くださいますと、その経験率というのが、6年前の平成17年と比較して大きく減少する形になっております。

それから表2でございますが、性交経験者のうち、実際に初交経験年齢が何歳だったかという調査でございますけれども、高校生男子をご覧くださいますと、15歳のときに経験した率が35.6%と一番高くなっております。高校生女子をご覧くださいますと、16歳の29.3%、大学生男子をご覧くださいますと18歳の23.4%、大学生女子は19歳、23.2%というような状況になっております。

こういった状況もございまして、5ページ、一番下段のほうですが、高校生を条例の保護対象から外すのであれば、性被害に遭わないための教育の充実など代替策を積極的に示していく必要があろうかと考えております。

6ページでございますが、エとして婚姻可能年齢、女性16歳、男性18歳でございますが、現行はこのような規定になっているんですけれども、年齢差に合理的な理由はないとして、民法改正案要綱では18歳に統一する、こういう意見が出ているということで、男性と女性を別年齢にするのは難しいのではないかと考えているところでございます。

(4) 子ども(青少年)の免責としまして、多くの都道府県、42都道府県では、青少年は保護育成の対象であって、条例の罰則は青少年に対しては適用しないという規定を置いております。また免責規定を置かない県でございますけれども、個別の判断で場合によっては明らかに優位性、支配性を持って性交した場合等は適用できるようにするというところで、実際に検挙実績があるとの回答のあった県もございました。

子ども(青少年)が行った行為を処罰対象としない方向で本県としては考えているところでございますけれども、場合によっては免責規定を設けず、なおかつ悪質事例に限定して適用するなど、限定的に適用することも可能かと思っておりますのでございます。

(5) 予防教育と被害者支援に関する規定につきましては、これらの施策の実効性を担保する性格の条例とすることから、これにつきましては、次回の検討会で県の責務として案をお示ししたいと考えているところでございます。

資料1の説明については以上でございます。

○安部座長

どうもありがとうございました。資料1といえますのは、検討課題の会議事項の1に関する資料1ということになります。子どもを性被害から守るための条例の構成例と検討課題ということになります。

全体的にご質問やご意見等を承ってもよいのですが、順次、ご質問、ご意見ということで、項目に沿っていきたいと考えています。よろしいでしょうか。

それでは、まず構成例でありますけれども、条例をつくとすれば、タイトルはともかくとしまして、こういう内容を盛り込むことになるのではないかとということになります。

第1条に目的、第2条で定義の規定があり、それ以下の規定等については県等関係者の責務、それから性被害防止のための教育、そして深夜外出等の制限規定、その次がいわゆる淫行禁止規定、そして被害者支援、そして最後に罰則という形のものがあります。この構成例につきまして何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか、こういう内容になるんじゃないかと、もちろん個別に、今のテーマではないんですけども、深夜外出等の制限規定が必要なかどうか、こういうことはまた別途、そのテーマのときにまた議論したいと思っております。今のところ、事務局で整理していただいている構成レベルとしては、こういう形になるのではないかとということになります。

それから、ちょっとこれは私の意見として聞いていただければよろしいんですが、県の子ども支援条例がございます。こちらには前文が示されていますね。なぜ条例を整備する必要があるのか、その理由づけです。そういうものが縷々前文で書かれております。この条例を整備するとなった場合にも同じようにこの条例の意味づけといいますか、必要性等について、前文を置いてはどうかと私は考えていますけれども、そのことも含めていかがでしょうか。轟委員、何かございますか。

○轟委員

賛成でございます。

○安部座長

中身については、今、ここで話せる必要はないので、そういうものが必要ではないかとということになりますけれども。伊藤委員、いかがでしょうか。

○伊藤委員

現時点では、特段、反対を述べるようなことはないと思っております。

○安部座長

峰委員、よろしいでしょうか。では、ご賛同を得たということで、今のところ、そういうものも必要ではないかとということで、記録にとどめさせていただきます。

次に、検討課題に移ります。条例の目的、それから、保護法益もあわせて議論を進めていただければと思うんですが、この点について、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

目的につきましては、前回の第2回検討会に出た意見を事務局で取りまとめたということでありまして、もう一度、改めてここで論点を言いますと、この条例は、子どもの性被害の防止に関する県等々の責務、及び子どもを性被害から守るために必要な規制等を定めるとともに、性被害に遭った子どもに対する支援のために必要な事項を定めることにより、子どもの性被害の防止及び性被害に遭った子どもの支援を図ることを目的とするということになります。

例えば、ここに子どもの成長発達権というものを置くことによって子どもの成長発達を支援するという言葉になって支援条例と同じような形になりますが、そういう趣旨が盛り込まれるようなものにしたほうが良いというのが個人的な感想です。少なくとも予防教育、それから実際に被害に遭った子どものサポートについて、この条例で定めることも盛り込んであるということになります。

特にご異議なければ、一応この形で進めるということによろしいですね。さらにこれにいろいろと技術的なものも盛り込んでいったりするということは、課題として残しておいていただきたいと思いますが、それも。

そして、具体的にその子どもを守るために必要な規制等を定めるということが書いてありますので、何を規制するのかということが論点になってまいります。当然、その規制の対象になるものというのが何を守っていくかということに関連してまいりますので、それがその保護法益というところの括りになってまいります。

保護法益の整備のところでありまして何かご意見ございますか。

#### ○轟委員

こちらの記載のように特に異議、反対等はございませんが、保護法益との絡みで親告罪とするか、非親告罪とするかのことについてでございますが、一次的には青少年の健全な保護育成等々の社会的法益に対する罪が第一次的というところからは非親告罪が当然ということになるかと思うんですが、加えて、青少年のまだ意識の未熟さ、意思能力など、民法で意思無能力者とされていることなどからも、告訴、つまり犯罪者の処罰を求める意思表示という前提として、捜査、公判、あるいは実刑、執行猶予等、刑罰の理解、それから強制、要は施設収容、刑務所等での内容についておおまかな理解がないと、なかなか告訴そのものについての意思表示の前提を欠くと思われまして、もう1点、実際の運用、今日は県警の方いらっしゃっていますが、仮に非親告罪としても、少年がどうしても処罰は求めないと、したがって、捜査には協力しませんといった場合に、では現実に捜査が横行されて検挙されるかという、多分、そういった例はないという運用からも、非親告罪とすることに特段の問題はないと思います。

#### ○安部座長

はい。親告罪については、非親告罪にするかという議論のところの話になってくるわけですが、保護法益に関しては、社会的法益を第一次的な保護法益と考えて、副次的にその二次的に個人的保護法益ということを考えるということでは、その確認ということによろしいでしょうか。

伊藤委員はちょっと違ったお考え、お持ちでないかなと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○伊藤委員

他県と違って、長野県の場合は、子どもを性被害から守るところからスタートしているところからすると、専門委員会の報告書等を拝見しておりましたときに感じたのは、第一次的保護法益は個人的法益であって、そうはいても、予防のための教育であるとか、犯罪被害者の支援であるとか、そういうものを盛り込むということになると、個人的法益だけではいけないということから、社会的法益も二次的に出てくるという理解でいました。

その点を教えていただきたいと思います。

#### ○安部座長

専門委員会として、私から答えてよろしいですか。専門委員会では、今、伊藤委員がお話いただいたように、あくまでも、その子ども個人の法益を守るという視点が基本にあるわけです。基本的にはもうそこに尽きるといってもいいかもしれません。ただ、それを守る大人の責務があり、そういう社会を前提として社会秩序といった概念が出てきますので、それを社会的法益という理解の仕方をしていただくと、私は、そう受けとめています。

したがって、伊藤委員の今の分析といたしますか、それによろしいのではないかと思いますけれども、そのどちらを先に優先すべきかという議論はあまり、特に専門委員会ではした記憶はないのですが、そうですね。

○轟委員

そういう理解をしています。

○安部座長

したがって、その辺を、通常理解といえますか、青少年保護育成条例や健全育成条例を整備している自治体からしますと、まずそういう全体に枠がありますから、そこは社会的法益というところから出発しているのです、それで、副次的に個人的法益の保護の観点が生じるということになります。

それと、おっしゃられたように、長野県の場合は、その包括的な、長野県の青少年をどう育てていくのかとかという視点での条例ではないんだということから出発していますので、今、おっしゃられるように、個人的な法益の保護を目標として、それを守るため具体的にはその中身をどう考えるかにかかわってきますけれども、子ども自身がその成長発達する権利というのを有していると考え、これを害するような行為を大人たちがしてはいけないという視点で、それを社会的規範として位置づければ、それはもう社会的法益といつていいものになってくるんだろうと思います。

したがって、これは私の理解ですけれども、個人的法益がベースになっていて、そして社会全体でそれを守るといいますか、大人たちに対する規範を示していると理解できるのではないかとということなのですが。

峰委員、いかがでしょうか。

○峰委員

私もやはり伊藤委員と同じように、元々、今回の長野県で、特に子どもを性被害から守るという目的を持ってわざわざ特化した条例を検討しているということを前提としますと、やはり基本的には個人的法益を保護するということが主眼といえますか、第一次的な目的にすべきなのではないか、そのほうが目的とすることが非常に明確になるのではないかと感じております。

社会的法益といえますのは、今、安部先生がおっしゃいましたように、子どもの個人的な法益を守るための社会的な施策によって形成していくものということになると思います。そうしますと、やはり基本的な個人的法益を表に出して、第一次的な保護法益と考えたほうがわかりやすいのではないかとというのが私の意見です。

○安部座長

ありがとうございます。基本的には轟委員も同じような趣旨と理解してよろしいですか。

○轟委員

同じでございます。

○安部座長

ということですので、以上のような共通認識を持てればと思います。ただ、あえてもう一つ、少し突っ込んだ話になりますが、その前に個人法益の中身は、では何なんだといったときに、伊藤委員は前回の検討会において、それは自己決定であり性的自己決定であるとお考えをベースにした捉え方であったかなと理解しております。そうすると、最終的に自己決定権というのが何歳までに形成されるのかとか、それから、その性の問題も自分で決めるという話になりますと、いわゆる強制わいせつや強姦罪の法定年齢ですね、13歳としているところとの関連を考えるといいますか、自己決定ということだけで、もしこの問題を考えていきますと、刑法との兼ね合いというのはどう調整すればいいのかということも課題になります。

3ページに出された、青少年健全育成条例に関する大阪高裁の判決文というのは、まさしくその点を刑法との兼ね合いにおいては全く別の目的を示しているのです、それは社会的な法益としての理解の仕方をより強めていると、それで両方相成り立つという捉え方なのですね。個人的法益を主眼として、

結果的に社会的法益として位置づけていくにしても、自己決定だけでこれを論ずることができるだろうかというところは、少々、私には疑念があります。もう少し説明しますと、それは自己決定というよりは、むしろ自己決定ができるように成長していく、その子どもの権利を害しているのではないか、これもフィクションと言われればそれまでですが、自己決定自体がフィクションですから、ある意味では法律上の自己決定ができるような成長を害するという、つまりそういう成長発達というのが一つの保護法益になり得るのではないかと私は捉えています。伊藤委員のご意見をお聞かせいただければと思いますが。

○伊藤委員

性的自己決定権を全く無視はできないと思っています。ただ、おっしゃられたとおり、それだけだと、刑法との関連、すなわち、保護法益、趣旨、目的、効果との関連で難しい議論が出てくるということは、私自身も認識しています。ですから、性的自己決定権だけを押し出していくというのは、やはり難しいだろうと、そこは私自身も思っているところではありました。

13歳から17歳ということになるかと思いますが、その年齢の子ども・若者には性的自己決定権が全くないとか、それは行使できないということは、決して言うてはならないとは思っています。

子どもは、年齢に応じて、だんだん権利を主張し自己決定していけるようになっていくものですし、それを支援していくのが大人の役目だと思っていますので、そういった段階にある子どもたちに対する規定だということは強く意識したいという趣旨で、性的自己決定権を上げれば良いと思っています。

○安部座長

そうすると、自己決定を含む、その成長発達権という理解でよろしいですか。

○伊藤委員

そのような理解は一つあるだろうと思います。

○安部座長

ありがとうございます。轟委員、峰委員からその点に関してお願いします。

○峰委員

私も性的な自己決定権ということだけを強調するというようなことは少し好ましくないかなという気がしておりました。

また健全な育成、健全なる少年の成長といったものが基本的には保護法益と考えてよろしいのかなと思うんですけども、例えば、今、よくこの性被害によって子どもが受ける実害というようなことを考えた場合に、一つの見方としては、例えば、何というんでしょうか、心身に実際に実害が生じるという、PTSDなども含めて、例えば一つの見方からすると、海馬の部分に損傷が生ずるというようなことを指摘するような立場からもあったりするぐらいですから、そうすると性被害によって、もう少し直接的に心身に実害がある、それを保護するというような、単なる望ましい子どものあり方とか、望ましい子どもの成長ということを想定するだけではなくて、もう少し肉体的、精神的に被害がある、それを保護するというような捉え方ができないのかな、これが適切というようなことは申し上げられないのですけれども、そういった見方を盛り込むことはできないのかなという気がちょっとしておりますので、先生方にご意見いただければ、少し進められるのかなという期待を持っております。

○安部座長

轟委員、いかがでしょうか。

#### ○轟委員

伊藤先生のおっしゃった先ほどのご説明と多分、同趣旨だとは思いますが、わかりやすく言えば成年後見制度となって、ご承知のとおり後見、補佐、補助という三段階にそれぞれ意思能力といえますか、判断能力によって分かれていますか、まさにこれと同じで、子どもは各年代によって円満な人格を有するという児童心理学の定義もごさいますが、成長段階に応じて自立の範囲というのも異なってきますので、まさに自己決定権と自己決定できるように成長、発達するために保護しなければいけない度合いというのはまさに相対的な問題なので、どちらを優先するか、どちらがどうという問題ではなくて、これはまさに両方補完し合うような関係と捉えております。

#### ○安部座長

ありがとうございます。微妙にちょっと、少しずつずれがひよっとしたらあるのかもしれませんが、ここでの議論としてはそんなに矛盾点といえますか、対立するような話ではないという印象を受けました。ということで、先に進めさせていただきます。

今、峰委員からご指摘がありました。何を性被害と捉えるかという問題です。それは大人のみから見て単なる情緒的なものではなくて、もっと実質的に、あるいは科学的に成長を害するような、例えば本当にそのことで心理的に抑圧を受けて、大人が信じられない、あるいは被害者が女性の場合には男性不信に陥るとか、それこそ成長が害されたという、それからさらに心理学的にも大きなダメージが認められるような段階まで達するものもあると思います。そういういろいろなことを全部含めた意味合いでも、ある意味、科学性に裏打ちされるような被害という理解をすべきじゃないかというような峰委員のご指摘ではないかと思っています。

それは4ページの専門委員会の報告書の定義としては、刑法上の性犯罪被害ということに限定する必要はなくて、子どもに対する大人の性行動から生じる、まさに先ほどご指摘があったような、成長過程の中での被害、具体的には児童ポルノの被写体にされたりとか、性的な乱用行為という、それは、このこと自体が非常に曖昧かもしれませんが、大人の感情につき合わされるといえますか、そういう乱用行為も含まれると、広く捉えられています。この点、伊藤委員、いかがでしょうか。

#### ○伊藤委員

私自身は、この定義については特段、異論はありません。性的乱用行為というか、広くという趣旨なんだとは思いますが、その点は、大人の性行動から生じる被害というところまでで、あとは例示だと思います。例示を含まないほうがいいような気もしています。

基本的に、性被害それ自体をある程度広く捉えるといえますか、先ほど峰先生もおっしゃっていたとおり、子ども・被害者に非常に大きな傷が残るといえるところからすれば、傷を与えるような性的行動による被害というようなことにしていけないと、おそらくいろいろな保護といえますか、その支援の部分も、結局、ここに当たらなければ支援の手が行き渡らないということにもなりますので、その意味でいうと、性的被害といえるところはなるべく広くといえますか、受けとれるような考えで、まずは条例を検討したらいかがかと思っています。

#### ○安部座長

はい、ありがとうございます。そうすると、想定される性被害というので具体的な法令とのかかわりの中で、一応、追加されている表がございますけれども。では、これらを含めて、含むような行為をして受けた被害全体ということでよろしいわけですね、これも一つの例示なんでしょうけれども。こういう法令で把握できる行為、特に捕捉できる行為であれば法令を使えばいいだけの話なんですけれども。そこから漏れてくる行為、被害ということも当然あり得ることになってくるわけです。これは前回の事例検証で出てきたところの話だと思いますが、この点はそれでよろしいでしょうか。

それから子どもの範囲、もしくは青少年の範囲についてですが、これはどの年齢まで保護対象として考えればいいのかと、あるいは、段階に応じてということであれば、例えば16歳や14歳というよう



に、年少、中間少年とか、年長少年とか、そのように分けた捉え方をしていくのか、その必要性があるのかないのかということにもなるのでしょうか。

事務局のご説明では、子どもに属するか青少年に属するかは別にして、ここで保護の対象として想定すべき年齢層というのは18歳未満と一律に考えるということでは不都合はないのではないかと説明がありました。その点、何かご意見ございましたら。

これとの関係で、特に中高生の性交経験率、初交経験年齢という全国調査でありますけれども、これが参考として添付されておりますが、これを含めて何かご意見等ございましたら。

先ほど平成17年と23年という、過去5～6年の間の変化といいますか、これをご指摘いただいたんですけれども、性交経験率の推移のご指摘と、そんなに早まりの度合いが進んできていないというご指摘でもありましたが。これは平成17年と23年ではそうなんですけれども、では平成5年と比較したらどうかという、過去20年ほどのスパンで捉えたときに、それはかなり大きな違いが出てくるというところは否定できないのかなと私は思いますが。

まあ平成に入ってから過去20年ほどの間に、やはりかなり情報化が進んだりとか、そういうことが影響しているのかも、それは現実には申し上げにくいのですが、少なくとも全国的な傾向として、経験率が上がってきてはいるというデータではあるかなと思います。これは伊藤委員から何かご要望があったということでもあります。

#### ○伊藤委員

データとして出していただいたのは、現実を踏まえないと条例はつくれないと考えたからです。必要性のところでも具体的にどういう事案があったのかをご説明いただきました。やはり13歳から17歳なのか、そういうことを決める上でも、この年代の子ども・若者がどういった行動をとっているのか、やはり実態を知っておく必要があるかと思われましたので、データのご提供をお願いしたところです。

23年、17年と23年ではちょっと後退していますので、ちょっと落ちついているというか、このくらいのデータでおそらくしばらく推移していく傾向は見てとれるのではないかと思います。

高校生は、一定の経験があるということは一つ確認しておく必要があると思います。多くは大学生になってからという傾向はありますので、その意味でいくと18歳未満というところで年齢を考えるというのは、時代に合っていると思います。ただ、一方で、高校生も、一定程度、経験をしているというのが実態なので、その点は、条例を検討する上では参考になる資料だと思いました。

#### ○安部座長

ありがとうございました。そのほか、ここでの何かご指摘、ご意見はございますか。  
轟委員、お願いします。

#### ○轟委員

意見ではなくて事務局に質問なんですけど、どうして低年齢化にストップがかかってこういうふうになっているのかということ、この日本性教育協会等々の分析みたいなものはあるんでしょうか。

#### ○安部座長

事務局からお願いします。

#### ○事務局

報告書の記述について、整理してご説明させていただきますので、少々お時間をいただいてよろしいでしょうか。

#### ○安部座長

その点については後で、ご説明いただくことでよろしいですか。その他にございましたら。

峰委員どうぞ。

#### ○峰委員

この子どもの範囲を18歳未満にするという点について1点、一言申し上げたいと思います。

この条例の、特に目的として大人が子どもに対して性行動を行うということが批判される、非難されるべきことなのだとすることを広く世間に知ってもらふ必要もあるというようなお話しが前々回などでも出ていたかとは思いますが。

そういった観点から考えますと、特にこの子どもの範囲というのは、その相手になった大人が処罰の対象になってくるということを念頭にお話ししなければいけないということになるんだと思うんです。その際に、本来批判されるような性行動ということになりますと、相手がやはり、例えば小学生、中学生というようなことであると、客観的に見ても社会的に非難されるということは非常にわかりやすいものかなと思われまます。

問題なのはやはり、先ほど伊藤先生もおっしゃっていたかと思いますが、高校生です。高校生はかなり自発的な性意識も高まってきているところですし、ある程度の自由度というものを保護する必要もあるのではないかと年齢になっていると思われまます。

もっとも、前回、実際に実例として実害が生じていた例というのを伺ったところでは、やはり高校生の16歳、17歳ぐらいの子どもと申しますか、高校生の女子などが被害に遭っているというケースが多いところを考へてみますと、やはり社会的事実も伴って保護の対象にすべき必要性がある年齢ということで、一応、一律に規制しなければいけないという要請も考へますと、18歳未満というのがやはり妥当かなという感想を持ちました。

#### ○安部座長

ありがとうございます。その他ございますか。

私からひとつ。せっかく出されています表がございますので、これを活用させていただきますと、中学生では一桁台ですね、経験率。高校生になりますと10%ないしは20%台という形になって、5人に1人という形になります。これは主体的にと申しますか、かかわる年齢層というのがそういう年齢だと、そういう割合だという話になってくると。大学生つまり18歳以上になってきますと、それが2人に1人の比率となっているということが見てとれるわけです。

ということは、18歳未満が一つの枠組みとして性被害からの保護だと捉えることができると思えます。でも、これが最大の根拠だという話ではもちろんないのですが。

ございませんでしたら、その次の6ページに移りまして、子どもの免責についてです。青少年健全育成条例においては、免責規定をほとんどの条例で整備しています。18歳未満の子どもが18歳未満の子どもに対して同種の行為を行った場合には、適用を除外するという規定になっています。そういう配慮が必要か否かということですが、この点はいかがでしょうか。

子ども自身を守るという視点だけで言えば、それが大人であれ、少年であれ、18歳未満であれ、違法性は同じではないかという捉え方にもなるかもしれませんが。健全育成条例での対象というのが18歳未満、全てのものなんです。ですから、性被害を受けた者、これに対する性加害者というような視点からの条例ではありませんので、あくまでも健全育成の対象になっている者をどう扱うかということですので、免責にする理由があるんですが、子どもの性被害防止に特化した条例を整備するときに、その配慮が要るのか要らないのかということはいかがでしょうか。轟委員、いかがでしょうか。

#### ○轟委員

ここには専門委員会の委員でもありましたので、専門委員会の提言について何か議論とかというわけではないんですが、これはお二人のご意見をお伺いしたいんですが。

先ほど一次法益があくまで個人的法益だとすれば、何も免責規定を入れないほうがいい、それから

先ほど、前回の事例報告の中でも、未成年によって性被害を受けたケース、事例も挙げられていましたので、そのあたり、どう考えるかというのを拝聴したいところでございます。

○安部座長

専門委員会以外の委員の方でどのようにお考えですかということですが、峰委員からお願いします。

○峰委員

当初、専門委員会からの附帯意見ということで、免責条項を入れるということが決められているということを伺ったときに、若干、違和感は覚えたのは確かです。といいますのは、今、轟先生おっしゃいましたけれども、子どもを性被害から守るということで、その被害者側のほうに着目しますと、その加害者が大人であれ、子どもであれ、同じではないかというような発想は正直な感想としては持っています。

今でもまだちょっと悩んでいるといいますか、免責条項を入れたほうがいいのかどうかということについては、きっぱりした意見というのはまだ構築できていないというのが正直なところですよ。

実害としては、確かに前回、紹介させていただいた事例の中にも、加害者側が未成年であるというような例が出てきましたし、かえって未成年のほうが、何というんでしょうか、配慮が足りないために加害行為に至っているというようなこともあるようには思いますので、そうすると一律に何か免責してしまうというのもどうなのかなという気もしますし、ただし、逆に、やはり子どもを守るというような観点からしますと免責をするべきだというようなことにもなるのかもしれないという、非常にちょっと悩んでいるところというのが正直なところですよ。

○安部座長

伊藤委員、いかがでしょうか。

○伊藤委員

子どもを性被害から守るところを突き詰めると、他の青少年保護育成条例と違いますので、子どもの免責規定を置くという位置づけが他県と同様というわけにいかないというのはそのとおりだと思います。

ただ、子どもに性的行動があったときに、罰則なのかといったときに、それは違うのかなという気がします。そうすると、理屈では、今、明確に申し上げられないんですけども、ただ気持ちとしては、やはり免責規定を置くのがよいという印象を持っています。ただ、目的とか保護法益の考えから、それをどう根拠づけというか、説明し切れるのか、どのように書いたらいいかというところは、明確に、私自身が一定の意見を持っているわけではないんですけども、結論としては、免責規定を置いたほうが座りがいいと思っています。18歳未満の子も含めて、他県のように、個別に判断して場合によっては適用するのは、恣意的な運用の危険性があるので、それは避けなくてはならないと思います。

○安部座長

峰委員、お願いします。

○峰委員

すみません、何かその場の思いつきのように、今、伊藤委員のご意見を伺っていて思ったんですけども。

例えばこの長野県の場合、基本的には、子どもの性被害を守るためには、例えばその子どもの性的な逸脱行動というようなことがないようにするには教育を施すべきだという発想があるということですよ。そうしますと、加害者側に立つような少年、子どもが出たという場合、その性的な逸脱行動に対しては、処罰とか、それからこの法律での規制によって対応するというのではなくて、教育という形

で対応していくんだというような位置づけをしますと、少年については処罰の対象から外すというような形になるのかなと思います。そうすると理論的にも整理できるのではないかと思ったところです。

○安部座長

ありがとうございます。私も同感であります。それは専門委員会の報告書の中でも出されていますし、附帯意見の中で、あくまでもそれを阻害するというのは、青少年の健全な成長を、これを阻害する大人の行為、こちらはなぜ違法性があるかと、あるいは違法性が高いかと言われると、やはり大人が子どもを搾取するといいますか、子どもの性を乱用するという行為だからこそ、法的な非難の度合いが高まると。子どもは子どもを犠牲にするという場合もあり得ると思うんですが、それは峰委員がまとめていただいたように、この条例の中でも性教育なり予防教育ということできちんと配慮していくというか、対応していきましようという条例になるでしょうから、それで目的は達せられるのではないかと考えますが、轟委員、いかがでしょうか。

○轟委員

むしろ参考になりまして、ありがとうございました。

○安部座長

ありがとうございます。ではこの点は、免責規定は置くほうがいいと考えるということによろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○安部座長

最後に予防教育と被害者支援に関する規定であります。これちょっと具体的にまだまだ足りないところがございますので、こういう規定を置きますと、現在やっている活動等についても、それをより明示して、個別の活動を明示するわけではないにしても、そういうものを促進させていくような条項を置く必要があるのではないかということでもありますけれども。

その点については、よろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○安部座長

ありがとうございます。構成等につきましては以上の資料に書かれたものを題材にしてご検討いただいたということによいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○事務局

次の協議事項に入る前に、先ほど轟委員さんからの青少年の性行動に関するご質問についてご説明します。

調査を実施しました性教育協会が報告書に記載している内容をご紹介しますと、「以前から性行動の日常化という現象が指摘されてきており、性をもはや特別視したり隠蔽する必要ない経験として、青少年の日常生活の中に組み込まれつつある」といったことが指摘されております。また、「青少年の

関心を学校・家族から多様な領域に向けさせ、性的経験を友人関係やメディア接触などとともに日常生活において切り替えるチャンネルの一つにしてしまった」ということが指摘されております。

それから、「日本では、平成19年あたりから恋愛や性行動に消極的な若年男性を指して「草食男子」というような言葉が使われるようになっており、異性には無縁でないものの恋愛や性行動に積極的でない男子が増えている。これは、男子のみに当てはまるものではなく、性行動への積極性の低下はむしろ女子で見られることになっており、女子が交際自体に無関心となっている。」ことが指摘されております。以上、日本性教育協会の報告書から説明させていただきました。

## (2) いわゆる「淫行禁止規定」について

### ○安部座長

それでは続いて、いわゆる淫行禁止規定について、事務局からご説明をお願いします。

### ○青木次世代サポート課長

それでは、資料2をご覧くださいと思います。

1番、淫行処罰規定の構成要件の規定の仕方、書きぶりについてということで、昭和60年の最高裁判決の関係でございますけれども、福岡県青少年保護育成条例違反に問われた事件で、最高裁の多数意見は、淫行を次のように限定解釈しております。

破線で囲ってございますが、淫行とは、広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきものではなく、aとb、二つございますが、aとして、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し、又は困惑させる等、その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、bといたしまして、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為ということで、最高裁の多数意見がこのようになっております。

他の都道府県の規定の仕方ということで、淫行又は淫らな性行為というのは40都府県でございます。

その他、6府県ございますけれども、それにつきましては2ページをご覧くださいと思います。2ページの下段に本県条例の規定の仕方についてということで、こちらのほうで他の県も関連づけてご説明させていただきますが。

①淫行や淫らな性行為という表現は本県では採らないという方針を出しております。

これについては一番最後に、罪刑法定主義、明確性の原則の要請からも避けたほうがいいのではないかと判断するところでございます。

またイとして、専門委員会報告書においても淫行や淫らな性行為とは別の、県民にわかりやすい規定の仕方が求められているところでございます。

②としまして、淫行や淫らな性行為とは別の構成要件の書きぶりとしては、最高裁判決の表現を基本として構成要件化する方法、それは千葉県、三重県の例でございます。それから同判決の表現をさらに類型化して構成要件化する方法、これが大阪府、山口県の記載方法でございます。

具体的に3ページの表になっておりますけれども、千葉県・三重県的な表現というのが、構成要件例として、何人も次に掲げる行為を行ってはならないということで、(1)(2)と二つ記載してございます。

備考にございますように、子どもの性被害の防止をより重視するものでございます。それから、多くの都道府県の処罰範囲と違いが生じない。

それから(2)については構成要件の明確性が課題になっているところでございます。

その下段、山口県・大阪府的な表現ということで、構成要件として、何人も、次に掲げる行為を行ってはならないということで、(1)として、青少年を威迫し云々は同じでございます。それ以下、(2)(3)、以下、処罰の必要な行為を類型化して規定してございます。

具体的には7ページに、大阪府・山口県の要件を記載してございます。

備考欄にございますように、このような山口県・大阪府的な表現ですと、構成要件がより明確化さ

れます。ただし、処罰の必要な行為を過不足なく類型化できるかが課題ということになろうかと思えます。

③として、青少年を威迫し、欺罔し、又は困惑等させて、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うことについて、最高裁判決のaの表現から、「誘惑し」という表現を外して、威迫、欺罔、困惑といった用語は法律用語としても一般的に使われることから、構成要件としては、問題は比較的少ないのではないかと考えているところでございます。

また④として、単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められない性行為又はわいせつな行為を行うことについては、最高裁判決のbの表現にございますけれども、行為者の内面を問題にすること、性行為には性的欲望の満足を伴うことなどがありますので、構成要件の課題として指摘されているところではございます。

ただ、4ページにもありますけれども、結論から申しますと、構成要件として十分成り立つものとは考えているところでございます。

⑤として、最高裁判決の表現を基本として構成要件化することも考えられますが、より構成要件を明確化させる観点から、さらに構成要件の具体化、類型化が可能であるか否か、また適切な表現であるかなどについて、具体的にどのような行為を規制するのか、ご検討いただいた上で、表現についても併せて考えていただければと考えているところでございます。

それから2番、淫行の周辺行為でございます。

他県の例では、規定内容としまして、四角で囲ってございますけれども、何人も青少年にわいせつな行為をさせてはならないという規定を置く都道府県が10県ございます。

それから、何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつな行為を教え、又はこれらを見せてはならない。これについては44県でございます。

それから、何人も、淫行又はわいせつな行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、そのために場所を提供又は斡旋してはならない。これは45県が規定をしているところでございます。

3番、親告罪とするか非親告罪とするかについてということで、淫行処罰規定は全ての都道府県の条例において非親告罪としております。その理由として、先ほども御議論いただきましたが、社会的法益の保護を目的としているということから、他県では、非親告罪としているところでございます。

5ページへまいりまして、保護法益のいかんにかかわらず、非親告罪とすることが適切であるとする考え方も十分成り立つものでございます。ご意見をいただきながら検討いただけたらと思います。

具体的な処罰規定につきましては8ページでまとめさせていただいております。また参考にしていただければと思います。事務局からの説明は以上でございます。

#### ○安部座長

ありがとうございました。

最後のところは罰則にかかわる規定ということで、これを含めてここで検討しなければならないということになります。

いわゆる淫行処罰規定の構成要件のあり方といいますか、構成要件をどう規定していけばいいかということですね。

ぎりぎりといいますか、最高裁判例の中に出てくる表現内容というのは、淫行に関する限定解釈として正当化されているものです。

これを機軸にして、そのまま条例化した内容が三重県や千葉県の内容であります。

より限定的な絞り込みをしたものが山口、大阪のこれになっているというご説明でございました。

さて長野県の条例というものはどうしたらいいのかというときに、もちろん、いわゆる淫行の観念と性被害という観念がありますけれど、これは同一ではありませんので、その絞り込みというものをどのようにしていけばいいのか、独自の視点から検討しなければいけないということになってまいります。

具体的にこういう規定の仕方がいいのではないかとというところで何らかの案が示されているわけですが、これまでの規定というものを参考にしながら、ここで検討していかなければいけないということになります。

何か、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。

○峰委員

よろしいでしょうか。

○安部座長

峰委員、お願いします。

○峰委員

ただいまのご説明で、ほかの県の条例の規定の仕方についてご紹介いただきました、3ページの山口県・大阪府的な表現というところがございます。

その中の備考欄に、2つ目の○ですね。

山口県や大阪府の構成要件に空文化した規定があるというご指摘があったのですが、具体的にどれが空文化したのか、もしおわかりになれば、ご紹介いただければと思います。

○轟委員

関連質問で。

○安部座長

では関連で質問をお願いします。

○轟委員

関連で、山口県・大阪府がどうしてこの例示の方法をとったのか、その背景がもしわかりましたらご説明いただければと思います。

○安部座長

まず、空文化しているところがあるというところについてのご説明をお願いします。

○青木次世代サポート課長

山口県の例で申し上げますと、7ページをご覧くださいまして、第12条の1項1号で、金品その他の財産上の利益を供与し、若しくは役務を提供し云々、これが児童買春法ができたことによって、法律で規制がされたというところから空文化になったということでございます。

大阪府も第34条1号ですね、金品その他の財産上の利益云々と書いてありますので、法律で規制されたことによって、条例規定が条例よりも上位の法律で規制されるようになったということでございます。

○安部座長

よろしいですか、峰委員。

2番目の轟委員のところのご質問で。

山口県・大阪府ですけれど、どうしてこういう規定の仕方になったのかという事情がわかれば、お願いします。

○青木次世代サポート課長

今現在、明確な理由というのが把握していないので申し訳ございません。

あくまでも想像になってしまいますけれども、より明確化したいということをもって、このような規定をしたのではないかと思います。

また確認、具体的に調査したいと思います。

○安部座長

よろしいですかね、この、納得できない点があったのではないかと思うんですが。

○轟委員

この例示を見ると、主観部をできるだけ外したいという意図は見えるんですけども。

○安部座長

主観部といますか、最高裁の判例で言うところの2号目の部分ですね。

○轟委員

そこですね。

○安部座長

1号目に関してはその例示の仕方を千葉県・三重県同様に大阪・山口も採っています。

ただ明らかに違いがあるところは、2号目のところをあえて書き込んでいないということですね。

それによって客観性を持たせるという趣旨がここに理解できると思うんです。

そういう理解でよろしいですか、伊藤委員、何かございますか。

長野県としては、このaかbかではおそろくないわけでありまして、ただ段々とですね、いわゆる淫行処罰の規定の運用においても、ここで最高裁の判例を軸にして絞り込んでいく、それを前提とした条例の書き方、書きぶりになって変わっていくという部分は、時系列的に溯ってみるとわかってくるといことなんです。

さらに長野県で、もうちょっとそれをより明確化できるのではないか、あるいは、すべきではないかということで、そういう検討をしようということになります。

率直に言って、大阪の条例の規定の仕方というのは、かなり絞り込まれていると思うんです。

むしろ、先ほどの過不足なくのところ、不足なく対応できるか、この規定で対応できるかというところが課題になるのかなというところもありますが、その点、県警からも話し伺えればと思っています。

大阪のような条例がもし長野県で規定されたとすると、使いにくいというようなことになるでしょうか、どうでしょうか。

○長野県警

すみません、あくまで感覚的ですが。

まず、専ら性的欲望を満足させる目的、かつ威迫、欺罔、困惑ということになりますと、なかなか立証の面におきましてハードルは相当、高いものになると思われれます。

○安部座長

主観的要素を立証しなければいけない。

主観面の立証というのはなかなか大変だろうというのが、これは警察の仕事の中でも実感されていることだと思うんです。

その点はいかがでしょうか、伊藤委員のほうから。



○伊藤委員

大阪などは非常に限定的にしている。構成要件の明確化を目指しているという意味では、刑罰を考える以上、構成要件の明確化は、できるだけ明確にするということはやはり必要なことだとは思いますが、大阪でこれでやっているというところは参考にはなるのかなと思っています。

特段の不都合があって困っているのかどうか、私は知らないのですがわかりませんが、一つ、そういった条例があるというのは参考にはなると思っています。

○安部座長

参考になるというのは、こういう規定の仕方であれば、あるいは許容範囲に入るという意味でしょうか。

○伊藤委員

許容範囲かどうかというのは、解釈指針を作るまではいなくても、例えば威迫というのはどういうことか、解釈指針みたいなところがここで議論できればいいとは思いますが、困惑させる、欺罔、は、こういうことなのだというようなところがもう少し議論できれば、可能性としてはあると思います。

ここで最終的に決まるわけではなくて、あくまで案を示すということが目的ですから、それぞれの個別の文言については、こういう規定は、こういうふうに考えられるのでどうですかというように案を出したときに、県民の皆様がそれをどう受けとめられるかということにはなると思います。漠然と最高裁でこう言っていて、福岡県でこうなっているの、これどうですかということだと、内容が心配だとかという話になってくると思うので、それぞれの構成要件の中身というものについて、こういう場面を想定していますなど、ある程度あわせて説明というか、できればそういうことができればと、個人的な感想としてはそのように思っています。

○安部座長

私から少しお話しさせていただきますと、最高裁の限定解釈の基準として示されたものは、実はこれはまさに淫行なんです。

aの部分、1号目は、これはかなり客観的な要素でもって、個別具体的な被害状況というものを明示できるような内容になっていて、これだけでは淫行とはなっていないと思います。

その当時の社会的な保護法益とされる、健全育成条例の中で、子どもにやってはいけないこととして大人が専らその自らの性欲を満たすためにのみ行うような行為という、それが社会的な非難を浴びる対象になる行為ですという規定の仕方になって、解釈の基準の仕方になるんですけども、それがあつて淫行ということに至らせる。

つまりそういう行為が淫らな行為なんだという、ちょっと倫理的な非難ですね、そういうところが出てきていると思うんですが。

ただ、その規定を置いていわゆる淫行罪と、淫行規定という条例、各自治体の条例も整理されてきたと思います。

山口・大阪の場合は、ある意味ではそこから一步飛び出してというところがあつて、そもそも淫行罪をやめて、性被害をきちんと補足できるような規定にしましょうという趣旨が、その今、立法趣旨の中に見てとれると、私は思っています。

その意味でも、そこには淫ら性とか、淫らな行為という文言は一切使われていないんですね。

そういう価値的な評価の問題ですから、もうそれは使われていない。

長野県でもしこれを規定するとすれば、一つモデルとして淫ら性というものが示されるような表記の仕方はやはり避けるべきではないかと思えます。つまり淫行罪ではないということですね。

それは社会一般の人がいわゆる淫行罪と捉えるのかもしれませんが、ただ、そこは違うんだという、

一線を画すような、それは説明の中では必要だろうと思っています。

そういう理解の仕方をした上で個別の、ここで山口県のところで書かれていることと言えば、(2)のところになるんですけど、条文で見たほうがわかりやすいですね。

山口県条例でいえば、その12条の(2)ですね、2号になります。

性行為としか書いてないんです。

ただ、大阪府の場合は、その最高裁が言うところの淫ら性を前に置いてこれで限定していく、主観的部分を含めて限定していくという規定の仕方になっています。

専ら性が問われるということになるんですけども、主観的というよりも、むしろ、そういう専ら性を客観的な事実として積み重ねることで立証していくしかないと思うんです。

そういう形で行われた性行為ということでありまして、それが淫らかどうかということについては、書かれてありません。その点には一切触れていないということになるろうかと思います。

そう私は理解しておりますけれども、峰委員、いかがでしょうか、そういう理解でよろしいでしょうか。

○峰委員

特にはございません。

○安部座長

轟委員、いかがでしょうか。

○轟委員

特に異議ございません。

○安部座長

ありがとうございます。

今、伊藤委員は、威迫だとか、困惑ということをもう少し具体的に説明できるような、それを条文の中に残すことはなかなか難しいとしても、その言葉の趣旨、それを少し具体的な事例を想定して例示できるようなことが必要なのではないかと指摘されましたが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○伊藤委員

その例示というか、そのやはり趣旨ですね。

そこは、やはりはっきり、できればしておいたほうが、明確性という点ではよろしいんじゃないかなと思います。

淫ら性が示される表記を避けるというお話しは、言ってもらってよろしいかと思います。

性被害というところを捉えるのであれば、淫らとか、そういう話ではないと思いますので。

○安部座長

ありがとうございます。

そうすると、ここでの議論としては、大阪・山口の条例を参考にして、それを少し長野県の性被害ということを中心にきちんと説明できるような趣旨の文言をそこに表記していくということでモデルを設定するということになりますでしょうか。

轟委員、どうぞ。

○轟委員

1点、安部先生には、先ほどのご解説にあった部分に関連して確認ですが。

大阪・山口の部分で、2号が、繰り返しになりますが、その目的、主観的、目的犯というか、実効

性を、要件要素というのをできれば外す方向で制定するという基本スタンスでよろしいでしょうか。

要は大阪の2号の問題とすると、専ら性的欲望を満足する目的という部分については、この部分、問題があつて、県警からも先ほど、山口課長からご説明あつたとおり、運用上も難しいという点を踏まえて、なるべくこういうことは外したほうが適切だという理解でよろしいでしょうか。

#### ○安部座長

そこは確認しておりませんが、つまりこの専ら性がそこに書かれていることで、これを説明、立証するということになりますので、訴追する側としては多分、厳しいと感じますけれど、峰委員、いかがでしょうか。

#### ○峰委員

処罰の対象を明確化するという趣旨で、大阪府がこの専ら何とかなの目的でというのを加えたという、その趣旨は、それはそれで意義があることなんだろうと思いました。

ただやはり、あまり主観的要素を入れるというのはいかがなものかと思います。しかも、主観的要素がかなり大きなウェイトを占めるというのは。

特にその処罰の対象になるか、ならないかというところが主観的要素にかかってくるのか、立証の観点で主観的要素が大きなウェイトを占めるということになりますと、やはり実際に活用が難しくなってくるのではないのでしょうか。そうすると、またわざわざ処罰規定を設ける意味が半減してしまうのではないかなと思います。

ですから、処罰の対象を明確化する、それから訴追、実証を容易にするという観点からは、なるべく主観的な要素というのは外す方向で検討したほうがよろしいのではないかという気がいたしました。

確かに客観的な事実から、客観的証拠から推認させるというようなことで立証は可能ではあるかとは思いますが、特に「専ら」なのか、専らではなくて何分の1しかなかったのかというような、割合の問題で争われるというようなことになってきますと、立証等が非常に難しくなってくるというようなところもありますので、その点は、なるべくなら主観的要素は外す方向が、それが故意などは必要にはなるでしょうけれども、そうではなくて目的というような、なるべくわかりにくい要件は外す方向で検討したほうがよろしいのかなと思いました。

先ほど空文化したものが何かないかということで質問したところは、実はそのあたりに関連してまして、実際に条文を作ってみたけれども、使いづらくて使えないので空文化している、事実上、というようなものがもしあるのであれば、その点などは参考にして、改善するというようなことが必要なのかなと思ったので、先ほど質問をさせていただいた次第でした。この点がちょっと、確かに問題にはなるところだという感想を持ちました。

#### ○安部座長

ありがとうございます。

したがって専ら性なり、主観的な目的というところは、ここでさらに取り上げる必要性はないということになりますでしょうか。

客観的な事実のみで威迫、欺き、困惑というところの絞り込みをするということですね。

こういった山口県のほうの条例に近い形になりますが、そういうものを参考にしていけばいいと、こういうことでしょうか。

はい、ありがとうございます。

もうちょっと議論を深めたいと思いますが、何か出口が見えてきたような気がしています。

では、その次のテーマのほうに移っていききたいと思います。

そうすると、今度はその淫行の周辺行為、いわゆる淫行という言葉はどういうふうの一つの概念としてまとめるかは難しいと思うんですが、ここでは威迫、欺罔、困惑行為と、とりあえずこう申し上

げておきます。

威迫等ですね、その威迫等の行為の周辺行為で処罰規定というものが必要ではないかということはいかがでしょうか。

これは4ページの2がテーマになると思います。

当然、その威迫行為もしてはいけませんが、わいせつな行為をさせてはならない、それから教えてはならない、あるいは見せてはいけない、といった周辺行為というものを、他県の条例などでは規定があるわけですが、何らかのこうした行為、わいせつな行為を青少年にさせるということで、青少年の恣意的な支配というものが生じる可能性ももちろんあると思われま。

青少年の成長を阻害するという意味で言えば、別にそれは威迫、欺罔行為に限定されるわけではない。ということで、この周辺行為についても、条文の中に示していく必要性があるのではないかと私も思います、その点、いかがでしょうか。

伊藤委員、何かご意見ありますか。

#### ○伊藤委員

具体的な場面について、座長のお考えがあれば、お教えいただけますか。

#### ○安部座長

性行為を教える、あるいはわいせつな行為をさせるというのは、わかりにくいところもありますが、飯田事件の最高裁判例が参考になりますか。

飯田事件の最高裁判例の中で、中学の先生が教え子に対して、性具を使わせて布団の中でたわむれるというか、それを楽しむというか、実際、その犯罪事実としては性行為そのものに対する評価ではなくて、それ自体に関しては、判決文の中からは読み取れません。

何があったかと言われたときに、いや、それはセックスがありました、あるいは性交類似行為がありましたということではなくて、むしろこの性具を使わせてということが一つのポイントになってきて、それが広く淫行させるという概念に当てはまって、児童福祉法が有効に作用します。

淫行させる行為に当てはまるとされた最高裁判例、つまり平成10年の判例があったわけですが、そこでは、必ずしも問題になっているのは性交や性交類似行為ではありません。わいせつ行為をしているということなんですね。

もちろんそれは条例等があれば、おそらく条例を適用できればそのわいせつを教えるという教示行為、それに違反するというで条例化する意味がでてくると思うんです。

私が言っているのはそういうところが前提になっております。

だから、大人が子どもに性行為をさせること、そこに入ってくるわけです。

その性行為でなくても、わいせつな行為をさせるという、自らに対してさせるような言い方ではなくて、一人で自慰行為をさせるということもここに入ってくるわけです。

その性行為でなくても、わいせつな行為をさせるという、自らに対してさせるような言い方ではなくて、一人で自慰行為をさせると、そういうこともここに入ってくるわけです。

#### ○轟委員

一つ、よろしいですか。

今言った飯田の事例は、例えば山口県の処罰規定の2号のわいせつの行為をすること、あるいはそれ、これに該当するんじゃないでしょうか、あえてそういうものを設けなくてもですね。

#### ○安部座長

わいせつ行為をすることですが、体に接触する場合はそうだと思うんです。

体に接触しなくて、おもちゃを貸し与えてさせるという、わいせつ行為をさせるという、大人はそれを見て写真を撮ったりとか録画をしたりとか、そういう行為ですね。

○轟委員

それはむしろ山口県では2項に該当するということですね、そのわいせつの行為を教えと。

○安部座長

そうですね。

○轟委員

すみません、もう1点です。

これ、何人も、青少年にわいせつ行為をさせてはならないとか、次の何人も、青少年に対し云々というか、3つ目です。

場所提供等、周旋があるんですが、これは教唆幫助では駄目なんですか。

あえてこういうものを設けなくてはいけない理由というのはどんな、どうしてなのかが今ひとつ理解できないんですが。

○安部座長

場所の提供というところで把握するという、要するに立証しやすいという部分があるんじゃないかと思えます。

大体の自治体の条例を見ても、場所の提供、周旋行為を条文化してあるんですが。

それから長野市条例には淫行のための場所を貸してはならないという規定が盛り込まれています。

場所の提供禁止という個別条例があります。といってもむしろ、ほとんどは出版統制の条例でありますけれども、有害図書規制の条例ですので、どのような経緯があつて淫行のための場所を提供してはならないという、それだけの条項が入ったのかということところは私もちょっと把握しておりません。

ある意味では、そこが特有の難しい問題があつて、場所の提供だけはどうにか対応しようということだったのかと思っています。

場所提供等について、伊藤委員さん何かございますか。

先ほどの長野市条例では、淫行の場所の提供、そういうことが規制の対象になっていますけれども。

○伊藤委員

轟委員がおっしゃったとおり、とりあえず刑法の一般規定で行けるのであれば、そのほうがいいと思っています。

性教育とかの関連で、この辺はどのように整理されているんでしょうか。

もちろん、「教え」というのとは違うといえどもそれまでですけれども、性教育でも、例えばきちんとした避妊具の使い方だつて知らなくては実際に役には立ちませんし、見方によっては、もしくは評価によっては、問題だと言われてはいけないと思います。

○安部座長

まさにそれが重要なところになると思えます。

それこそ性的欲望を満たす目的でわいせつな行為を教える、わいせつな行為を見せる、自分がそれを見て楽しむために、自分の性欲を満たすために、性教育ではありませんけれども、その種のビデオを見せたりとか道具を使わせたりとかする行為を規制の対象にしているということです。

だから、それらの行為は性教育ではありませんということが示される条項にもなると思います。

これを特化した形で違法な行為として規定するということが、意味があるのではないかと思います。

○伊藤委員

そうすると、例えばこの条項としてはこのとおりということではなくて、例えば専ら性的欲望を、

自己の性的欲望を満足させる目的でさせたとか、教えたとか、規定の仕方としては、そのようなこともあり得るということでしょうか。

○安部座長

そのほうが望ましいと、私は思います。

ただ、それはさきほどから出ておりますように、なかなか使い勝手が悪いというような側面も出てくるとは思います。

ただ、そこはちょっと規制的なことは、私も経験がないのでわかりませんが、それがあつたものとして訴追すると。

逆に、弁護側はそういう目的はないんだということを立証していくという、その挙証転換というか、そこはどうなんでしょう。一般的に挙証責任は、もちろん訴追する側にあるんですが。

○轟委員

伊藤先生のご意見で、例えば山口県の2項を見ると、その、これ法文の見方になるんですが、このわいせつの行為というのではなくて、先にある淫らなというのが、これかかるんですしよつかね、やはり。

そうすると、先生のおっしゃった性教育的な意味も含めた、そういったものは到底淫らなわいせつの行為とは言えませんから、というのは、当然、外されると理解できるんですが、いかがでしょうか。

○伊藤委員

山口県の規定をどのように読むのが正確なのかというのは私のほうではわかりません。

ただ、私が申し上げたのは、教えるとかというところの規定を置くに当たっては、この条例は、予防という観点からきちんとした性教育も必要だという立場ですので、その規定の整合性がとれないとか、性教育はいけないのではという話になるのはよくないので、一般に「教え」というところはどのように整理されているのかということをお聞きしたまです。

もちろん、この山口県の2項で想定しているのは、おそらく性教育とか、そういったことは当たらないと整理はされていると思つてはいます。

規定についてどのような文言がよいのかというところを検討するにあたっては、考えてみたらどうかと思つただけです。

○轟委員

伊藤先生のご意見としても、例えば先ほどの飯田の例で、性具の使い方を教えて、目の前でそういうことをさせる行為は処罰の対象として必要だという理解でよろしいですか。

○伊藤委員

子ども自身、何らかの働きかけがあり、ただ、その当該大人との関係において、性交というか接触がない、ただ大人は言葉で言っているだけ、見ていただけなので、処罰ができないということに関しては、やはり、行為の違法性とか、悪質性という意味で言えば、脱法行為的な感じになるので、そういった子どもが被害感情を持つ行為であれば、処罰は考えてもいいと個人的には思つます。

○安部座長

ありがとうございます。

それ性被害の範疇をどこまで決めるかということだと思つたんです。

それは要検討ということで、ここで結論を出す話ではないと思つますので、こういう、何と申しますか、周辺行為もあわせて考えるような条文の案文化が必要ではないかということで、中身についてはまた改めてさらに検討していくということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは続いてですが、3番目の親告罪とするのか、しないのかということです。

個人的法益であるということを前提に考えていけば、親告罪の余地も出てくることにはなるんですけど。

複合的に社会的法益としての位置づけも、皆さんの意見であるということで、親告罪ではなくて非親告罪とするのが望ましいのではないかと、私個人は思っております。

その点はいかがでしょう。

先ほど轟委員もこれは非親告罪とするべき、ということで承りました。

峰委員もそういうことでよろしいでしょうか。

○峰委員

はい、まったく同感です。

○安部座長

ありがとうございます。

伊藤委員、いかがでしょうか。

○伊藤委員

懸念するのは、いわゆる青少年保護育成条例で問題とされるのは、子ども自身の気持ちが置いてきぼりにされているということです。前回でご紹介のあったものについては、お子さん皆さんが被害感情をお持ちであるということは、お子さんから話をきいた事例ではわかりましたが。

一般に、その危惧されている場面として、要は、親が交際をやめさせたくてこの条例を使うのではないとか、そのような、子ども自身の気持ちが置き去りにされるということがあります。

そういうことがないのであれば非親告罪でも良いだろうと思います。

子どもを性被害から守るといふ以上、やはり子どもの気持ちを置いてきぼりにしないというところだけは押さえておきたいので、その意味で、当然非親告罪ということではなくて、やはり子どもの気持ちを置き去りにしないというところを強調したいと思います。

そうであるならば、非親告罪でもいいと思います。子どもの気持ちを置いてきぼりにしないためには親告罪でなければだめかということ、そうではないと思います。

私としては気になるのは、本当に子どもの気持ち、そこだけです。

○安部座長

ありがとうございます。その点は私も全く同感であります。

そういう意味で、例えば子どもの最善の利益のためというような、子どもの最善利益条項を一つ入れることも一案かと思います。

それから、もちろんこれは、この条例の運用に当たっての乱用防止規定です。

そういうことも一般に他県の条例にありますけれども。

その二つが相まって、子どもを置いてきぼりにしないと考えます。まさに子どもが被害的な状況に陥っているというところを受けとめて、きちんとサポートして、ここにつないでいくということができるような条文にしてということはいかがでしょう。

そういう理解でよろしいんですね。

轟委員。

○轟委員

参考までに伊藤先生のおっしゃった事例、まさに私、事件として担当したことがございまして、長野県ではないんですが、親同士がある議会の宿敵同士の議員でして、子どもはおそらく中学生だった

と思うんですが、そういう性交があつて検察庁まで上がってきた事例です。

やはり子どもに聞くと、一定の恋愛感情のようなものが眠っているんですね。

おかしいと思つていろいろと警察と一緒に調べていくと、どうも親がもう、自分の今、娘を傷物にしてどうしてくれるんだと、向こうの父親がしかも宿敵だということで、もう許せないというものを子どもに伝わって一種の事件化されたケースで、それは検察庁で落としましたけれども、そんな事例もございました。

参考までですが。

○安部座長

峰委員、どうぞ。

○峰委員

今、お話し伺つて思ったんですけれども、伊藤委員が懸念されているような事案というのは、親告罪であっても同じことが起きると思うんです。

告訴する、しないということを盾にとって、親が告訴してやるというような形で仲を割くと、子どもたちの。

そういうようなことは起きますので、親告罪にしているからそのようになるかということ、必ずしも実はそうじゃないということもありますから、かえって、むしろ非親告罪にしておいて適切に、これはあなたが被害に遭つたんですよということを社会が教えてあげなければいけないときに、処罰の対象にするというようなことがあつたほうがよろしいんじゃないかと思つました。

○安部座長

ありがとうございます。

全ての検察官が、轟委員や峰委員のような方であれば、そこでちゃんと、何といひますか、選別されると思うんですけれども。

やはりそれを乱用であつたり、子どもの利益に反するような形の運用のされ方が、されないように、条例の条項も、子どもの最善の利益だとか、運用方針といったような条項をしっかりと置いておくということではいかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○安部座長

ありがとうございます。

ということで、非親告罪としての位置づけをするということになろうかと思つます。

それから、まだ少しおつき合ひいただきたいんですが、8ページの罰則規定です。

ここの基準となるもの、なかなか示しにくいというのがあるんですが。

他県の淫行規制条例ですと、判を押したように2年の100万円という最高刑まで、それに値する犯罪行為であるということが示されているわけです。

今、このあたり、妥当なラインというものがあるかどうかということで考えていく必要はあるかと思つうのですが。

ちなみに、そこに挙がっていますように、一番低いところでは1年以下の懲役、又は50万円以下の罰金ということになっています、県条例としてはですね。

もともとは健全育成条例がスタートした時代には30万円以下の罰金がメインでした。そこからスタートしていますので、だんだんと時代とともに上がってきた印象です。で、極限まで来てしまつたというところは、歴史的に見てとれます。



これはやはり子どもの成長を害する深刻な犯罪だという認識のもとで最高刑を求めるのか、それは法的評価として、または予防効果というのがどこまであるかは、ちょっと正直なかなかわかりにくいところで、検証はできないんですけれども。

要は罰金だけで十分対応ができるのかどうかというご意見もあろうか思います。  
そういった点について轟委員、何かご発言ございますか。

○轟委員

やはり先生のおっしゃった今の経過、それから団体数の37団体が一番上限のほうを持っていること、それから事案によっても、常習性あるようなケースも想定されますので、とてもこの罰金だけでは済むとは思えませんので、懲役刑にするかと思えます。

○安部座長

今、最高刑を置くことを否としないということですね。  
峰委員、いかがですか。

○峰委員

何がふさわしいのかよくわからないというのが正直なところではありますが、今の轟委員のご説明、まさに同感だなと思いましたので、最高刑を置くことを否としないという方針でよろしいのではないかと思います。

○安部座長

伊藤委員、いかがでしょう。

○伊藤委員

県弁護士会は、そもそも罰則は反対だという立場ですので、非常に言いづらいですが、ただ、保護法益を重要視するという観点から言えば、罰則をもし設けるということになれば、それはおそらく最高刑ということになるのではないかと個人的には思います。

やはり問題は、あくまでも、本当に構成要件としてどれだけ明確なものが作れるかということですので、もし仮に明確性の問題がない規定が作れたとするならば、保護法益の関係から最高刑だということになろうかと個人的には思います。

○安部座長

ありがとうございます。  
失礼いたしました。

最近、法廷において弁護人にも量刑を、意見を聞くという時代になってきております。

ちょっと、酷な質問、委員としてご発言いただいたと承っておきます。

当然、こういう規定を置くにしても、ただし罰則は要らないのではないかと、つまり倫理規定という形でもいいのではないかと意見も当然あろうかと思えます。

その点については具体的な絞り込みができて、明確性を満たすことができれば罰則もやむなしという理解でよいでしょうか。

今の段階で具体的に罰則がどうこうだということは、ここではちょっと結論は控えさせていただきますけれども、何らかの罰則が必要であり、しかもそれが法的な非難としてしっかりと意義あるものにしていかなければいけないという、ちょっと抽象的な言い方でございますけれども、そういう形でまとめさせていただきたいと思えます。

資料2に関して、いわゆる淫行禁止規定の規定の仕方、それからそれに付随したテーマにつきましてご検討いただいたわけでありまして。

時間が、2時間弱過ぎましたので、ちょっと10分ほど休憩をとらせていただきまして、次の課題に移りたいと思います。

それでは10分ほど休憩をいたします。  
よろしく願いいたします。

(休憩後)

### (3) 深夜外出の制限について

#### ○安部座長

それでは、会議事項(3)になります、深夜外出の制限についてということでございます。  
事務局からよろしく願いいたします。

#### ○青木次世代サポート課長

本県では条例化する場合、いわゆる淫行禁止のほかに深夜外出についても規制する必要があるのではないかと考えまして、資料3をお配りしてございます。

既に多くの都道府県が行っている規制であり実績があることから、同様の規制を行うのであれば、法律実務的な面から大きな課題はないのではないかと考えているところですが、一方、規制対象行為と子どもの性被害との関連性についてどう考えるかということを整理する必要があるかと思っております。

1つ目として、保護者の責任の明確化ということで、保護者に努力義務を課すことで、保護者にその責任の自覚を促すということで、規定例にございますように、保護者は特別の事情がある場合を除き、深夜に青少年を外出させないように努めなければならない、このような規定を置く都道府県は44ございます。

努力義務ということで罰則はございません。

2つ目として、連れ出し、同伴等の規制についてですが、他県では、「連れ出し」、「同伴し」、「とどめ」ではならないと規定されている例が多くございます。

最後にありますが、「とどめ」の概念の明確化をはかり規制対象行為をどのように規定するかの検討が必要でございます。

規定例としては、何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合、その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめではならないと規定している都道府県が45ございます。

罰則としては30万円以下の罰金という処罰規定がございます。

次に2ページにまいりまして、3つ目、深夜営業者の帰宅を促す義務についてということで、地域社会全体で深夜外出をしている青少年の帰宅を促すとともに、犯罪に巻き込まれないため等の注意喚起を促すといった取り組みが必要であることから、こちらも努力義務規定を設けて、コンビニエンスストア、ファミリーレストランなど深夜時間帯に営業する施設すべての事業者等に義務を課しているところでございます。

規制条項のない都道府県もございますけれども、規定を設ける必要があるか否か、ご検討いただければと思います。

規定例としては、深夜に営業を営む事業者及びその代理人、使用人、その他の従業者は、当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならないということで、22県が規定してございます。

4つ目として、深夜営業施設への立入制限についてということで、カラオケボックス、インターネットカフェ等を対象としている都道府県は多くございます。どのような施設を規制の対象とするか、本県の実情を踏まえた検討が必要でございます。

規定の案としまして、次に掲げる施設の営業を行う者は、深夜において当該営業の場所に青少年を

立ち入らせてはならないということで、具体的な業種を指定していくということでございます。これは46都道府県でございます。

実際の規制対象については4ページのほうに一覧で、内訳を提示してございます。

実際に深夜営業者の青少年の帰宅促進義務ということで、3ページのほうにまとめてございます。それから深夜外出の制限、時間帯につきましては、一番多いのが午後11時から翌午前4時までという都道府県は26ということで、過半数を占めているような状況でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

#### ○安部座長

ありがとうございました。

子どもに対して威迫、欺罔等の行為を行う、行ったという、そういう性被害に陥らせるという行為の規制は先ほどご検討いただいたわけですが、そういう行為につながりやすいというところで、深夜の外出の問題が取り上げられております。

これは専門委員会の報告書の中でも、提言書の中でも出されていたことですが、その深夜外出について一定の制限をするというか、規制をするという自治体の条例というのは、健全育成条例の中に見られるわけです。

その健全育成条例のその整理とは、この検討会の意味するところは違いますので、その辺の動きが異なるわけです。

やはり一定の性被害につながりやすい環境を少しでも整備していこうということから、深夜外出の制限についても検討して、条例の中に盛り込む可能性について考えてみようということなんです。

先ほどご説明いただいたとおりですが、そのご説明についてご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。

まず全体として、深夜外出の制限規定、実はこの4項目にわたってあるんですけれども、こういうものが必要かどうかということについていかがでしょうか。

轟委員のほうから、専門委員会の中では必要だという意見がまとまっていますが。

#### ○轟委員

この分厚いファイルの冒頭の、例の専門委員会の報告書の31ページにそのときの議論がありますので、若干、補足させていただきます。

資料3の2項の連れ出し、同伴等の規制については、ここから例の、具体的な子どもが性被害につながるケースが多かったということで、処罰の必要については異論はなかったんです。

3項の深夜営業者の帰宅を促す義務、それから4項の深夜営業施設への立入制限については、もしくははデータで、大分業界のほうで、そういう浄化活動は自主的にされているというようなデータがあったと思いますので、この部分については、ちょっと議論が必要かなという感じを受けます。

#### ○安部座長

その問題は確か県民運動ですね。

今までの長野県の昔からずっと続いてきている県民運動の成果といったものを尊重してというようなことで、あとは事業者の自主的な活動というものも尊重しなければいけないということは言われていたと思います。

罰則は伴わないにしても、その何らかの県民の責務、ないしは保護者の責務といったところで、きちんとそれを明示していく必要性はあるのではないかというお話しでもあります。

例えば1番目の保護者の責任の明確化というところ、努めなければならないという努力義務規定、それから2番目は飛ばしまして、深夜営業者の帰宅を促すという、業界、事業者の努力義務、努めなければならないという規定になっています。

4番目の深夜営業施設への立入制限というのは、法律でも規制されていたりするところがあります。

青少年健全育成条例でも立入制限というところを織り込んでいところもあります。

ただ、それには罰則をつけているかどうかというところは、事業形態によってちょっと違いがあると思うんですが、その辺はまた細かく、必要性はあるかもしれませんけれども、それも含めて考えていく必要はあるとは思いますが。

ただ、特に4番の話になってくると、健全育成の条例の対応なんですよね。

関連性はないとは言えないけれども、その因果性のところまで明確に説明できるかと言われると、そこはちょっと危ういところがあるのではないかと感じるのが率直なところなんです。

健全育成条例を整備するというのであるならば、こういうものは当然範疇に入ってくるわけですが、何を私たちは今、検討しているのかというところ、その立場というか、きちんとそれを見定めてみた場合に、ここは必要かどうかというところだと思います。

一般的な努力義務規定ないしは訓示規定というものもできると思いますが、例えば2番目の同伴、連れ出しについては、多くの自治体の条例では罰則を伴った形の規制をしているということです。

ただ、この条項があることで、一つは、メリットと言うならば、子どもたちが性被害に遭う、その前の段階で、未然に声かけ、ないしは介入をすることで、ホテルに連れ込まれるのを防ぐことができるとか、あるいは、知らないおじさんの家に連れて行かれるのを防ぐことができるという、それで確実に防げるという話ではもちろんないわけですが、街頭補導等の活動の中で根拠となるものがあるということで、より強い形の介入はできる、しやすくなるという、そういうメリットがあるかとは思いますが。

ただ、そのことが心理的な自由を制圧するということになってきますから、そこまで必要なかどうかというところが課題になるかと思えます。非常にこう、痛し痒しのところのある領域だと思います。

これについては、伊藤委員から何かご発言ございますか。

#### ○伊藤委員

まず3項、4項については轟委員がおっしゃっていたように、その関連性はないとは言えないけれども、この青少年保護育成条例を作るわけではないので、不要かと思えます。

実際、必要性のところでは示された資料からも、3項、4項については、今回の条例に入れるということについては必要性というか、積極的に賛同する理由を見出しがたいと思っています。

2項について言えば、ここまで必要か、理由というか背景というか、どうなのかなというところもありますので、深夜外出等の制限について、規定を置く必要性があるというところまで考えられるのかというところは、現時点では疑問に思うところもあります。

#### ○安部座長

前回の被害事例といいますか、そういうケースのお話しの中では、深夜に及ぶ、近くにとめおいて帰さないというか、もう帰れないような状況になってというようなケースももちろん散見できたわけです。

轟委員、お願いします。

#### ○轟委員

この2項の連れ出し、同伴については、全国の統計の中での青少年保護規制条例違反、全体の50%が実はこの連れ出し、深夜の同伴なものですから、そこをちょっと伊藤先生の意見と違まして、それだけ悪質というか、非常にその問題が目立っているという社会事実からすると、ここを外すのはいかなものかと、専門委員会でもそうでしたし、私個人でもそう考えております。

#### ○安部座長

峰委員、いかがですか。

○峰委員

ご指摘いただきました、連れ出し、同伴に関しては、多くの場合は何か性的な目的で連れ出したり、同伴したりというようなことが多いのではないかと思いますので、そういう意味では、特に子どもの性被害との関係性については、やはり濃いというように認識して構わないのではないかとは思われます。

ただ、私の個人的な感覚からいたしますと、この深夜の外出の制限というのは、もともとは子どもにとって好ましくないといえますか、社会的に好ましくないと思われる行為を制限するという、そういった「健全育成条例」的な発想なのかなという気がいたします。

そうしますと、この会の条例の検討に当たって念頭に置く、「子どもの性被害の防止」ということから考えた場合に、特にこの3、4というようなものについては埒外にあるというような、ちょっと次元が違うのではないかと、この条例内では取り扱う必要がないのではないかとこの感覚を持ちました。

保護者の責任の明確化ということにつきましては、言わずもがなのかもしれません。

特に長野県の場合は、当然、それは家庭教育できちんとすべきだというようなことで理解されているのかもしれませんが。

まあ罰則が伴うわけではないですし、その子どもを性被害から守るためにも気をつけてくださいということを意識化するためには、明確化しておいても特に問題はないのではないかなと、こういうように感じましたので、それぞれの項目について規定を設ける必要性についての緊要度といえますか、正当化理由が、それぞれ違うような気がしたというのが正直なところです。

○安部座長

ありがとうございました。

今、お話しを伺ってしまして、3番と4番目の3項と4項ですね、これについては健全育成条例の整理とは違うので、直接的にはこの条例の性被害の防止という視点からの条例というところで、3、4を盛り込むことはむしろ避けたほうがいいのではないかと。

その必要性は薄いというか長野県の場合、薄いのではないかと理解してよろしいでしょうか。

轟委員もよろしいですか、ちょっと専門委員会の記述としては、ここもちょっと健全育成条例に近い提示の仕方になってはいるんですが。

○轟委員

場所が具体的に性被害のそのものに遭うということはありませんで、ここから連れ出せば必然的に2項になると思いますので、その意味でも要らないかなとは思いますが。

○安部座長

わかりました。3項目と4項目については検討から外しましょうということで、結論としてよろしいですか。

○委員一同

異議なし。

○安部座長

一般的にその保護者の責務ということをきちんと明示しておこうという、それは明確化ということですが、これはちょっと課題的な話にもなるかもしれません。もともとはこれ家庭教育のお話ですが、ちょっと子どもについては非常に危険が多い、特に深夜であるわけです。

峰委員が言われたように、言わずもがなの話だと思うんですが、それを示すことは意味がないわけではないということですね。

ただ同じような、やはり性被害に近づきやすいものと、子どもを性犯罪自体、つまり大人の近くにあえて留め置くというようなことになってくるのかもしれないんですが、そういうことをすることを、制限したほうがいいのではないかということについては、峰委員も、轟委員も必要であるということによろしいですね。

伊藤委員は、そのあたり確認して、どうでしょうか。

#### ○伊藤委員

この点については、全くないとは言い切れないだろうというのが、個人的な見解としてはあります。今回、この検討会の中では一定の案をお出しして、県民の皆様のご意見を伺えば良いと思っています。

関連性はあるでしょうし、必要が全くないとはおそらく、前回の議論からすれば言いにくいだろうとも思います。

ただ、そもそも、こういう罰則規定が必要かどうかということからしっかり検討していきたいという姿勢を出したところであります。罰則を伴う規定ですので、必要性をどのように考えるかということは、最終的には県民の皆様のご判断だと思います。

#### ○安部座長

罰則をつけて、連れ出し行為の規制をするかどうかということだろうと思いますけれども。

罰則が伴わない、いわゆる義務規定、努力義務ではなくて義務規定、そういった訓示規定になってしまいますが、実はこれは、連れ出し行為は違法な行為ですということをきちんと示して、罰則はつけていませんけれどもというところで、街頭補導はできますけれども十分な介入が、はっきり申し上げれば警察的な介入がどこまでできるかということになってくるだろうと思います。

そのあたりがやはり、それを求めるのか求めないのか、事前抑制になってしまいますけれども、事前にそうやって介入することで、未然に被害に遭うことを防げるケースもあるのではないかという立場に立つか、それを尊重するかどうかですね。

やはり、それはいたずらに一般の市民社会の行動抑制に繋がる話だから、なかなか罰則をつけてそこまでは厳しいのではないかという、そういう意見も片方にあるだろうということだろうと思います。

#### ○轟委員

ちょっとよろしいですか。

せっかく前回、17例の事例をお出しいただいたものですから、確か大分深夜の事例が多かったと思いました。

私、メモしてなくていけないんですが、おおまかに午後11時から午前4時までにするのか、5時かわかりませんが、その件数だけでもわかればと思います。

一つのここの検討会の資料になるかと思います。

#### ○安部座長

データ、公にされていますね、17例に関して。

今の簡単なものについてはもう整理、当然されていると思いますが。

それで深夜事案というのは何件あるのでしょうか。

#### ○事務局

前回、検討会でご協議いただいた17事例については、うち、この行為時間が不明というのが4件ございます。深夜、これは午後11時から午前4時ということで仮に深夜ということにさせていただきますが、これが6件、それ以外、深夜以外、これが7件、それで先ほどの不明が4件ですから、合計で17件ということでございます。

○安部座長

半分ぐらいが深夜事例であるということになるわけですね。

つまり性被害、それをどう評価するかですけれども、必ずしも性被害は深夜に一概にあるわけではないと捉えるか、いや半分も深夜に、やはり被害に遭っている子どもがいると捉えるかであります。

今、回答いただいたわけですから、轟委員、その辺で何か。

○轟委員

場合によっては、その6件中、罰則も伴っていれば警察もそれなりの対応を、もし巡回等の職務質問でできたら可能性も、これ排除できる可能性もあったと考えたら、やはり罰則を伴って条例があったほうが、青少年の保護等の趣旨からは適切かなという印象を持っています。

○安部座長

ここでは、非開示ですので細かいお話はできませんけれども、実際に6名の深夜事例について街頭、パトロールも含めて、未然に防ぐ可能性というのほどまであるのかなというところだと思うんです。

警察関係の方から何かご意見いただければと思いますが。

事後的処理としてはもちろんそういう事案も出てくるんですけど、深夜の、全ての事案が、例えばパトロール中に引っかけた事案ですとか、そういう話ではないんですね、少なくとも。

○長野県警

前回ご説明した17事例は、補導してという事案ではございません。

ちなみに、参考ですけれども、昨年中、深夜徘徊、23時から午前4時までの間に補導した少年は約3,000人です。

この目的とするところは、非行防止と健全育成ということで、必要と認められた場合については保護者に連絡して、その監護とか、指導上の注意を促すということをやっているものであります。

その3,000人につきまして、性被害の未然防止につながっているかどうかというところまでは資料として持ち合わせておりません。

○安部座長

今のお話しの中で裏返しをすると、通常の街頭補導活動の延長線上の中で、監護権者への連絡をして、きちんと監護をしてくださいという、そういう指導ないし指示をすることで一定の目的を果たしていると理解してもよろしいですか。

○長野県警

これは何割かということは申し上げられませんが、保護者に監護上の指導等をお願いしているものの、聞く耳を持たない保護者が感覚的には年々増加している。

その割合は相当増えていて、そんなのは勝手にしてくれという保護者の方が増えていることは事実であります。

○安部座長

ありがとうございます。

だからこそ、今回においてもその保護者の責任ということをきちんと明示していこうというところに帰結すると思うんですが、あわせて連れ出しも駄目だよということをきちんと明示していくと。

深夜の連れ出しという、同伴ですね、そういうことも、大人であつたら自己抑制してというメッセージは出せると思うんですが、それをあえてしていない保護者に対しては、罰則がないというか、なしで提示してありますけれども。

それで、他者であるものについても罰則というものを課すまでもないのではないかということも言えると思うんですが、いや、やはりそこは罰則をつけてきちんと、介入する根拠としてそういうものは必要だということになるのかどうか、そういう悩ましいところがあるかと思うんですが。

轟委員、お願いします。

○轟委員

罰則がないと、補導はできると思うんですが、少年の。

例えば成人の車の乗っていて、明らかにこれは巡回等でおかしいと思ったときに、これはあくまで成人に対する批判であることと、成人に対して警察なりが何が働きかけられるかということを考えたときに、訓示規定ではちょっと動けないんじゃないでしょうか。

○安部座長

では、よろしくお願いします。

○長野県警

轟委員のご意見についてですけれども。

少年について、23時から4時の間に深夜徘徊ということで補導し、必要に応じて保護者に指導上の措置を促しております。

非常に多くの例で、それがどこで決まっているんだと、何で夜中の2時、3時に自分は出てはいけないんだ、あるいは少年が町を歩いてはいけないんだと、その保護者なり周辺の大人が、どこにその根拠があるのかということで、こちらに言われることが相当数あります。

23時から4時というものは、あくまでも警察本部の中で深夜徘徊の補導の対象として決めているものでありますので、その根拠がないということを捉えられることは実態としてあります。

○安部座長

今のお話しの中で、23時から4時まででは連れ歩きは駄目だということを条例でもって整備した場合、これが訓示規定では駄目だということでしょうか、どうなんでしょう。

○長野県警

駄目とまでは我々は言いませんけれども、一番はまず根拠がほしいということであります。

もう一つは、レアなケースかもしれないけれども、全く第三者の大人が子どもを連れ出したことに対して、大人の責任ということで、そこに罰則があるというメッセージがあれば、一層、効果があるという実態になっていくと思います。

○安部座長

ありがとうございます。

大変悩ましいこともありますけれども、必要性という点についてはご説明いただいたんだろうと思うわけですが、罰則が伴わないと、やはりなかなか介入する根拠としての、その説明に窮するところがあるということではないかと思います。

峰委員、何かこの点についてご意見ございますでしょうか。

○峰委員

まことに悩ましいところだろうと思いました。

ただ事案によっては非常に悪質な事案もおそらくあると思うんです。

深夜ですから、特に、何というんでしょうか、ほとんど犯罪の、性犯罪により近いような事案ですか、かなり悪質できちんと処罰をそこでしておけば、もっと事後の深刻な犯罪につながらなかった



というようなケースというのもあろうかと思えます。

こういう事案とはちょっと違うかもしれませんが、例えば子どもの連れ出しですとか、声かけというようなものが、後々児童の連続殺傷事件につながったりというようなケースなどもありましたので、そのように早期に介入して、それは処罰という形で明確化できるということによって再犯防止できるというようなこともあろうかと思えますし。場合によっては、やはり罰則があったほうが適切な対応ができるというケースは考えられるのではないかとは思っています。そうしますと、あったほうがいいのかという方向に、考えとしては向かうというのが現在の心境です。

#### ○安部座長

私個人も大変悩ましいと思っております。

罰則の必要度というところについては、それは法的評価として30万円以下という形で、どこの自治体もそのぐらいの評価で、実際に30万円の重みという点において、あまり処置の意味がないところもあります。

ただ、やはりこの規定が、罰則があることで、先ほど警務課長のほうからもお話いただいたように、街頭補導の現場できちんとした対応がしやすくなるということが最大の利点であろうかと思えます。

ただ、それがかえって子どもの利益を害してしまうと、やはり子どもが深夜、歩いているとなぜいけないのだといった意見も出るかもしれませんが。

いろんな事情で子どもが歩いている場合があって、子どもが親の虐待から逃げてきている場合もあり得る。

いろいろなパターンがあると思うんですが、必ずしも外を歩いているから直ちに非行ということではない。

その子に対しての一定の保護的な場所の提供という形で大人がかかわっていないとも限りません。そこはちょっと何とも言いがたいところがあるわけです。

ただ、やはりそこは声をかけてみないと実際上、わからないし、車の中に親子でないにもかかわらず子どもを乗せているということがわかったときに、やはり、その事情についてきちんと具体的な対応をしていくということが出来る根拠として、こういう罰則規定ではあります。連れ歩き禁止規定というものはあることは、やむを得ないと私個人も考えます。

ただ、そういうことは、先ほどのいわゆる淫行規定と同じですけれども、子どもの最善の利益、あるいは乱用防止といったような観点からの抑止、これ全体にかかわる規定になってくると思っていますので、深夜外出、連れ歩きの規制をするにしても、子どもの最善の利益のためにそれを適用していくという視点で整備していくということが望ましいのではないかと考えます。

ただ、これは非常に悩ましいところで、県民にしっかりと説明し、県民が了解しないとなかなか具体化していかないことではないかと思えます。

これは当然、弁護士会等で異論を持っているだろうと思えますし、特に罰則がついているということになりますと、本当にそういうことですね。

#### ○伊藤委員

この点については特段、意見書を出していないので、県弁護士会として、それは意見聴取していないというのが正確な状況だと思います。

ただ、必要性があるのか、規定を設けることの目的、罰則規定をもうけるという手段が相当であるか。先ほど安部座長がおっしゃっていましたが、30万円以下の罰金で、効果としてどうなのか。本当に悩ましいと思っております。

私としては、安部座長もおっしゃっていましたが、子どもの最善の利益という観点をどう盛り込むか。ここだと保護者の委託を受け、又は同意を得た場合、その他正当な理由がある場合を除き、とありますが、その「正当な理由」をどう解釈するかが問題です。子どもが、どうして、その時間に外にいたんでしょうかとか、誰か大人といたのは何でなんだというところについての、その子どもの

視点は、規定から読みとれる感じがしない。家にいられない子どもが、一定程度いるのも事実です。

ですので、そういった子どもが、かえって困ることにならないようにというのが、重要な配慮であって、子どもの最大の利益というところを、乱用防止というところもやはりきちんと設けるということが、やはり罰則規定をもうける必要性があるとしても、大事だと思います。

○安部座長

深夜外出については、これまで十分な議論ができませんでしたが、今回できましたので大変よかったですなと思っています。

深夜外出の制限については、1と2について何らかの規定の仕方が必要であると。

今の段階、暫定的ですけれども、保護者については義務規定、それから、その他の者の連れ出し、理由のない連れ出し、これについては、法令では30万円以下の罰金という形、つまり罰則付きにもなっていますが、そういう形の罰則付きの規制もやむなしというところで、モデル案を策定していこうということによろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし

○安部座長

ありがとうございました。

以上で本日予定されています会議項目（3）まで終えたこととなります。

（4）その他

○安部座長

その他というのがございますけれども、（4）のその他ですね、これについてご説明ございますか。

○事務局

次回、第4回の検討会の日程をご案内させていただきます。

6月19日の金曜日の午後2時から5時まで、県庁西庁舎1階の110号会議室です。

よろしくをお願いします。

○安部座長

ありがとうございました。

それでは、本日の会合は以上でもって終了ということになります。

また次回、6月19日、引き続いて検討を続けますので、よろしくをお願いします。

どうもご協力ありがとうございました。

4 閉 会

○事務局

長時間にわたりましてご検討いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、第3回検討会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。